

〒104-8011

東京都中央区築地 5-3-2

朝日新聞社 個人情報係 行き

個人情報の利用目的通知 申請書 (全3枚)

私は、個人情報保護法第27条第2項に基づき、朝日新聞グループ(朝日新聞社、朝日新聞社のグループ企業およびASAなど朝日新聞を取り扱う新聞販売所)が保有する私の個人情報(保有個人データ)について、利用目的の通知を求めます。

1. 通知を求める方(ご本人)

ふりがな 氏名 ⑨ 電話番号  
携帯電話

住所

メールアドレス(メールでの回答ご希望の場合)

2. 通知方法

郵送(配達記録)  電子メール

【本人確認のための添付書類(すべてコピーで結構です)】

(同封したものの欄にレ印をつけてください。運転免許証、または在留カードか特別永住者証明書の場合は1点だけで受け付けますが、その他の場合は、A群とB群それぞれの中から1点ずつを選び、その2点を必ずセットで同封してください。氏名、生年月日、現住所の3項目で確認しますので、本籍など、この三つ以外の記載欄は塗りつぶしたうえで送付いただいても結構です)

<1点のみの場合——いずれかをチェック>

運転免許証  在留カードまたは特別永住者証明書

<2点セットの場合——A、Bの両群から1点ずつをチェック>

A群= パスポート  健康保険証  年金手帳  学生証  その他( )

B群= 住民票  公共料金の請求書  ご自宅に届いた消印付き郵便物

3. 代理人による申請の場合

ふりがな 代理人氏名 ⑨ 電話番号  
携帯電話

代理人住所

---

代理人メールアドレス（メールでの回答ご希望の場合）

---

本人との関係

---

【代理権確認のための添付書類（委任状を除いて、すべてコピーで結構です）】

（代理人の属性の別および同封したものの□欄にレ印をつけてください。代理人自身の本人確認書類の取り扱い要領は上記1【本人確認のための添付書類】と同様です）

□ 法定代理人の場合（①②の双方が必要です）

→①本人との続柄が確認できる書類（いずれか1点）

戸籍謄本  住民票  健康保険証  登記事項証明書（成年後見人等の場合）

その他（ ）

→②法定代理人の本人確認書類

<1点のみの場合——いずれかをチェック>

運転免許証  在留カードまたは特別永住者証明書

<2点セットの場合——A、Bの両群から1点ずつをチェック>

A群= パスポート  健康保険証  年金手帳  その他（ ）

B群= 住民票  公共料金の請求書  ご自宅に届いた消印付き郵便物

□ 任意代理人の場合（①②③のすべてが必要です）

→①本人作成の委任状（印鑑登録済みの印鑑を押してください。コピーは不可）

→②本人の印鑑証明書

→③任意代理人の本人確認書類

<1点のみの場合——いずれかをチェック>

運転免許証  在留カードまたは特別永住者証明書

<2点セットの場合——A、Bの両群から1点ずつをチェック>

A群= パスポート  健康保険証  年金手帳  その他（ ）

B群= 住民票  公共料金の請求書  ご自宅に届いた消印付き郵便物

4. 利用目的の通知を求めるとご本人の個人情報を朝日新聞グループがどのような場面・方法で取得し、保有しているのか、【例】にならって分かる範囲内で具体的にご記入ください。データ保有部門を特定し、速やかにお答えするためのお尋ねです。お答えいただかない場合、ご通知までに相当の時間を要します。ご了承ください。また、個人情報のうち、特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号」をその内容に含む個人情報）の利用目的の通知を求める場合には、必ずその旨を明記してください。ただし、本申請書により当該申請をできるのは、朝日新聞社が保有する特定個人情報に限ります。

【例】・〇年〇月〇日付朝刊〇面に掲載された××製品のプレゼント企画に応募した。

・〇年〇月〇日に××で開催された朝日新聞社主催の〇〇セミナーに参加した際、アンケートに私の氏名、住所、電話番号を記入して提出した。

---

---

---

---

---

---

---

---



<ご注意>

- 以下の場合、利用目的通知のお求めに添えないことがあります。予めご承知おきください。
  - ▽ 保有個人データの利用目的が既に朝日新聞グループの管理・運営するホームページ上に掲載され、本人の知り得る状態に置かれるなど、法 27 条第 2 項第 1 号に該当するとき。
  - ▽ 法 27 条第 2 項第 2 号(①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 ③国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき)に該当するとき。
  - ▽ 法第 2 条第 7 項の「保有個人データ」に該当しないとき。
  - ▽ 法第 76 条第 1 項により、法第 4 章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定が適用されない、「報道の用に供する目的」「著述の用に供する目的」で取り扱う個人情報に該当するとき。
- 同封していただく本人確認用の書類には、お客様にとって大切な個人情報が含まれています。確実に朝日新聞グループに届いたことが確認できるよう、配達記録郵便や書留郵便を利用されることをお勧めします。

■ 朝日新聞グループから回答をお送りする郵便料金等の実費を含め、手数料として 500 円 を申し受けます。送付書類が多くなったり、送付先が国外で送料が余分にかかったりする場合は、追加負担をお願いすることがあります。ご入金 は 下記の 郵便口座への払い込み（払込手数料はご本人負担。払込人の名義は上記 1 「通知を求める方（ご本人）」 でお願ひします。本申請書が朝日新聞グループに届いてから 10 日以内にご入金がない場合は、お求めがなかったものとみなします。なお、利用目的の通知のお求めに添えない場合でも手数料はお返しできません。

口座番号：00160-7-279061

口座名義：朝日新聞社個人情報係

■ 朝日新聞グループは、本申請書を受領し、手数料の入金を確認した日から遅滞なく、配達記録郵便または電子メールで回答をお送りします。ご本人によるお求めの場合は「上記 1」へ、代理人によるお求めの場合は「上記 2」へのご連絡となります。なお、本人確認や代理権確認のためにご提出いただいた書類等のコピーはお返しできませんのでご了承ください。

以上